

【ご参考資料】

2013年3月14日
野村アセットマネジメント株式会社

「野村インド債券ファンド(毎月分配型)」の2013年3月13日決算の分配金について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村インド債券ファンド(毎月分配型)」(以下、ファンド)の2013年3月13日決算の分配金についてご連絡いたします。

1万口当たり 870円(課税前)(前回決算時は70円)

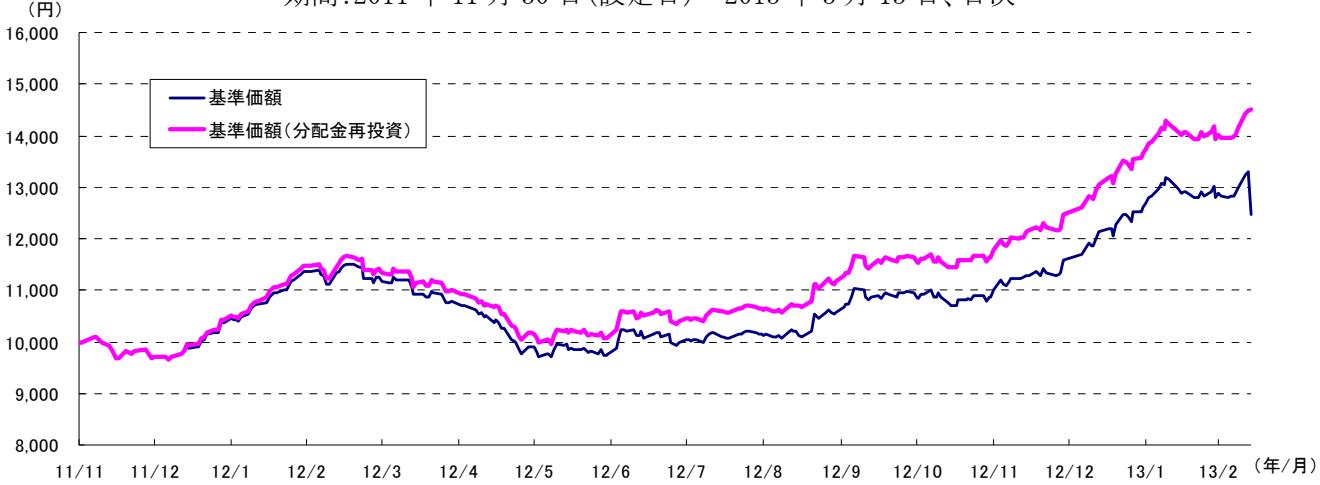
分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

2012年夏以降インド政府による経済構造改革・財政再建推進やインド準備銀行による追加金融緩和への期待が高まる一方、欧米では低金利政策が実施され、欧州危機対応の取り組みも進展しました。また、2012年末以降は、投資家のリスク許容度の改善や日本の積極的な財政・金融政策実施への期待が高まりました。このような投資環境の下、インド債券市場が上昇したことに加え、円安が進行したことなどを背景に、ファンドの基準価額は大きく上昇しました。2013年3月13日決算の分配金(1万口当たり、課税前)については、ファンドの基準価額水準や債券利回りなども勘案し、前回決算時の70円に800円を一時的に付加した870円といたしました。

《設定来の基準価額の推移》

期間:2011年11月30日(設定日)~2013年3月13日、日次



基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料は、「野村インド債券ファンド(毎月分配型)」に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券等に実質的に投資する効果を有しますので、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

野村インド債券ファンド(毎月分配型)

【ファンドの特色】

- インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

- インドルピー建ての公社債等への投資効果を追求する投資信託証券※を主要投資対象とします。

※ インドルピー建ての公社債等を実質的な主要投資対象とする投資信託証券のほか、米ドル建ての公社債等を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を活用してインドルピーへの投資効果を追求する投資信託証券を含みます。

- インド関連の発行体※が発行する公社債等を実質的な投資対象とする投資信託証券を複数選定し、投資を行ないます。

※ インド関連の発行体とは、インド政府、インドの企業、およびその子会社や関連会社、金融子会社等、ならびに、事業を通じてインドと関連があると投資対象とする投資信託証券の運用会社が判断する発行体(アジア開発銀行、国際復興開発銀行等の国際機関を含みます。)のこと指します。

◆ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

◆ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の一部もしくは全てに投資を行なうことを基本とします。

投資する投資信託証券は、投資対象市場の動向等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、既投資の投資信託証券が投資対象から外れたり、新たな投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。

別に定める投資信託証券(2013年1月29日現在)

ファンド名	インド現地通貨建債券マザーファンド
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド
主要投資対象	インド関連の発行体が発行するインドルピー建ての公社債等(国債、ソブリン債(含む国際機関債)、準ソブリン債、社債等) ※外国機関投資家がインドの債券市場においてインドルピー建ての公社債に投資を行なうにあたっては、投資ライセンスを取得する必要があることに加え、一部の公社債を除き、投資に先立って投資可能枠の取得が必要となります。 インドルピー建ての公社債の実際の組入れは、資金動向、市況動向、投資環境、投資可能枠の取得状況等によります。
ファンド名(形態)	ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド - クラスINR(ケイマン諸島籍円建外国投資信託)
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド
副投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
主要投資対象	インド関連の発行体が発行する米ドル建ての公社債等(国債、ソブリン債(含む国際機関債)、準ソブリン債、社債等)

◆ 投資対象とする投資信託証券の投資比率には特に制限は設けず、投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

- ファンドは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。

- 原則、毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

野村インド債券ファンド(毎月分配型)

【投資リスク】

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券等に実質的に投資する効果を有しますので、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 平成33年11月15日まで(平成23年11月30日設定)
- 決算日および収益分配 年12回の決算時(原則、毎月13日)。休業日の場合は翌営業日に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)
または1万円以上1円単位
※ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- お申込不可日 販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合は12月24日である場合には、原則、ご購入、ご換金の各お申込みができません。
・マンバイの銀行・シンガポールの銀行・ニューヨークの銀行
・ルクセンブルグの銀行・ポンペイ証券取引所
・インドのナショナル証券取引所
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。

【当ファンドに係る費用】

(2013年3月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.15% (税抜3.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 ※詳しくは販売会社にて確認下さい。
◆運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.512% (税抜年1.44%) の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 ○実質的にご負担いただく信託報酬率 年1.512%～年1.672%程度 (税込) ※ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、平成25年1月29日現在で想定されるものであり、投資対象とする投資信託証券の組入れ状況により変動します。
◆その他の費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、インドルピー建て公社債投資枠の入札等に要する費用、ファンドに関する租税、監査費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額(ご換金時)	1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

【ご留意事項】

- ・ 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- ・ 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・ 登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号:野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号

加入協会:一般社団法人投資信託協会会員／一般社団法人日本投資顧問業協会会員

当資料は、「野村インド債券ファンド(毎月分配型)」に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券等に実質的に投資する効果を有しますので、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

野村インド債券ファンド(毎月分配型)

お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社岩手銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第3号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号	○			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社広島銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社みなど銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	○	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	
香川証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第3号	○			
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第1号	○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○		○	
新潟証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○		

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。